

4月から納付が便利に！
後期高齢者医療保険料・介護保険料の
コンビ二納付を始めます

問 保険年金課 ☎(55)71119
 高齢福祉課 ☎(55)7116

4月からコンビ二エンスストア(コンビ二)でも納付できるようになります。

◎ **新たにコンビ二で納付できるもの**

- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- ・介護保険料(普通徴収)

※休日や夜間でも手数料なしで納めることができます。

※金融機関および市役所の窓口でも納付可

◎ **納付書の様式が変わります**

・コンビ二納付用のバーコードが印字されます。

・納付書が一枚ごと(閉じられていない状態)になります。

納付の際は、納期限の順番を間違えないように注意してください。

◎ **領収証書およびレシートは、保管してください。**

レシートは、コンビ二本部へ納付した旨の情報を送信したことを示す大変重要なものです。領収証書とレシートは必ず受け取り、大切に保管してください。

◎ **コンビ二で納付できない場合**

- ・バーコードが印字されていない場合
- ・1枚あたりの合計金額が30万円を超える場合
- ・取扱期限を過ぎている場合

- ・金額を訂正、書き足している場合
- ・汚損などによりバーコードが読めない場合

このような場合は、最寄りの金融機関または市役所の窓口で納めてください。

国民年金保険料の
産前産後期間免除制度

問 保険年金課 ☎(55)71119

▼ **内容** / 出産予定日(または出産日)の属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日(または出産日)の属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間として認められた期間

は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

▼ **対象者** / 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

▼ **申請時期** / 出産予定日の6か月前から届出できます。

▼ **申請に必要なもの** / 年金手帳またはマイナンバーカードの提示が必要です。お持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)、身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の提示が必要です。

※ 出産前に届出をする場合: 母子健康手帳など(出産予定日の分かるもの)

※ 出産後に届出をする場合: 出産日は市民課で確認できるため原則不要

▼ **申請先** / 保険年金課または各支所

国民年金保険料学生納付特例制度

～学生の方で保険料納入が困難な方へ納付猶予の特例制度があります～

▶ **対象となる学生は？**

・大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設(学生納付特例対象校)に在学する20歳以上で本人の前年の所得が118万円以下(扶養親族があればその人数に応じて加算)である学生

▶ **承認される期間は？**

4月～翌年3月

▶ **学生納付特例が認められると？**

- ・学生納付特例期間中に、万一の事故や病気で障害が残ったとき要件を満たしていれば、障害基礎年金が受けられます。
- ・学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給に必要な期間に算入されます(ただし、年金額には反映されません)。
- ・10年以内であれば遡って納めることができる追納制度があります(ただし、3年目以降に追納する場合は当時の保険料に加算額がつきます)。

◎ **学生以外の方で収入の減少や失業などにより、納付が困難な方は、保険料免除・納付猶予制度があります。**

▶ **申請は？**

4月1日以降に年金手帳・学生証または在学証明書・個人番号確認書類・本人確認書類・印鑑を持参し、市役所で手続きをしてください。

学生納付特例制度は毎年申請が必要です。前年度申請された方には日本年金機構からハガキ形式の申請書が郵送されます。必要事項を記入し郵送してください。

※令和2年2月初旬以降に申請をされた方には、ハガキ形式の申請書が送付されません。改めて申請が必要です。

▶ **申請期限は？**

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金が受け取れない場合があります。申請期限がまだ先の場合でも、万が一に備えお早めに申請してください。

問 保険年金課 ☎(55)71119